議案第１１７号

長野市三陽老人福祉センターほか１０施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市三陽老人福祉センターほか１０施設の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、長野市三陽老人福祉センターほか１０施設の指定管理者を次のとおり指定する。

１　施　設　の　名　称　　長野市三陽老人福祉センターほか１０施設
（詳細は別表のとおり）

２　指定管理者の名称　　社会福祉法人長野市社会福祉協議会

所　在　地　　長野市大字鶴賀緑町１７１４番地５

代　表　者　　会長　西島　　勉

３　指　定　の　期　間　　令和　９年　４月　１日から
令和１４年　３月３１日まで

別　表

施　設　の　名　称
長野市三陽老人福祉センター
長野市安茂里老人福祉センター
長野市氷鉋老人福祉センター
長野市鬼無里老人福祉センター
長野市中条老人福祉センター
長野市氷鉋老人憩の家
長野市戸隠栃原高齢者共同生活支援施設
長野市戸隠豊岡高齢者共同生活支援施設
長野市鬼無里高齢者生活福祉センター
長野市大岡高齢者生活福祉センター
長野市中条高齢者生活福祉センター